

令和4年度山形市結核予防費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第53条の2第1項に規定する学校又は施設（国、県又は市の設置するものを除き、市内に所在するものに限る。）の設置者（以下「設置者」という。）が、感染症法第58条の3の規定に基づき、結核に係る定期の健康診断（設置者の行う事業において業務に従事する者に対するものを除く。以下「結核予防事業」という。）に要する費用を支弁した場合において、感染症法第60条第1項並びに山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、設置者が結核予防事業の実施のために要する経費につき、次の各号に掲げる額を比較していずれか低い額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 別表算定基準の項の各号に掲げる算式により算出される額と当該各号に掲げる算式に定める者の受けた当該算式に定める検査等につき支出した同表対象経費の項に掲げる経費の額とをそれぞれ比較していずれか低い額を全て合算した額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第5条の規定にかかわらず、令和5年2月10日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）（結核予防事業が完了している場合には、事業成績書（別記様式第2号））
- (2) 収支精算書（別記様式第3号）（結核予防事業が完了している場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の設置者は、同項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない設置者については、この限りでない。

(交付の決定の通知等)

第4条 規則第8条の規定による通知は、令和4年度山形市結核予防費に係る補助金交付決定

及び額の確定について（別記様式第4号）により行うものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めるときは、令和4年度山形市結核予防費補助金交付不承認通知書（別記様式第5号）により、前条の規定により申請を行った者に対して通知するものとする。

（実績報告書）

第5条 補助事業等実績報告書の提出期限は、令和5年3月31日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（別記様式第2号）
- (2) 収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 第3条第2項ただし書に規定する設置者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第6条 第3条第2項ただし書に規定する設置者は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（第3条第2項及び前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額した設置者にあつては、その確定した金額からその減額した額を減じて得た額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 第1項の設置者は、前条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合であっても、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）により市長に報告しなければならない。

（補助金額確定通知）

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係） 結核予防費補助金算定基準

算定基準	(1) 478円×医療機関で70ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (2) 506円×医療機関で100ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数 (3) 1,767円×医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数
対象経費	設置者が実施する結核予防事業のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費